

## 亘理町社会福祉協議会ハラスメント防止委員会設置要領

第1条 委員会の目的

第2条 委員の選出

第3条 委員会の開催

第4条 委員会の業務

第5条 委員会の責務

(委員会の目的)

第1条 ハラスメント防止委員会は、ご利用者等・職員に対してより良い福祉サービス利用・安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的とする。

(委員の選出)

第2条 委員は以下の通りとする。

- 1) 事務局、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、ほのぼの園、ゆうゆう作業所より最低1名以上選出する。なお委員に選出された者は各部門のハラスメント防止担当者とする。
- 2) 選出された委員から、委員長選出する。
- 3) 委員の任期は、1年(年度)とし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次の通りとする。

- 1) 委員会は、年最低2回以上開催する。
- 2) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。
- 3) 委員長が必要と認めた場合は、各管理者・安全衛生推進者を会議に招集することができる。

(委員会の業務)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) ハラスメント防止指針を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) ハラスメント防止指針における「ハラスメントの定義」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3) 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- 4) ハラスメントの報告があった際は、ハラスメント防止委員会に報告する。
- 5) 委員は日程の調整を行い、ハラスメント防止に係る研修を年1回以上各部門で行う

こととする。

- 6) ハラスメントの原因分析と再発防止策に関すること
- 7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は下記の通りとする。

- 1) ハラスメントが起こらないよう事前の措置として、ご利用者等や職員のハラスメント防止意識の向上や知識を周知し、ハラスメントのない環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より様々なハラスメントに関する法制度等の知識の習得に努める。
- 3) 委員会の全委員は、日頃よりハラスメントにつながるような事が行われていないか観察し、必要があるときは利用者等・職員に直接改善を求め、指導することとする。
- 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者のハラスメントの疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、ハラスメント防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(附則)

この要領は、令和6年4月1日から実施する。